鹿児島県公報

令和７年８月15日（金）第643号

鹿児島県

発　行　鹿　　児　　島　　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総　務　部　学　事　法　制　課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱を廃止する要綱（※）　（雇用労政課取扱い）１
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（２件）　（水産振興課取扱い）１
○車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法　（道路維持課取扱い）２
○急傾斜地崩壊危険区域の指定　（砂防課取扱い）２

公　　告

○令和７年度採石業務管理者試験公告　（商工政策課取扱い）３

監　査　委　員　公　表

○監査結果の報告に係る措置の公表　（監査委員事務局取扱い）４

公　安　委　員　会　規　則

○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）　（交通規制課取扱い）４

告　　示

鹿児島県告示第513号

鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱を廃止する要綱を次のように定めた。

令和７年８月15日

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱を廃止する要綱

鹿児島県中小企業勤労者緊急生活安定資金融資要綱（昭和54年鹿児島県告示第472号）は，廃止する。

附　則

この要綱は，令和７年８月15日から施行する。

鹿児島県告示第514号

志布志市有明町野井倉8190番地　有明漁業生産組合理事稲森藤一郎及び志布志市志布志町安楽192番地62号　有限会社加治木水産代表取締役加治木レイ子からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出に係る同法第108条第２項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和７年８月15日

鹿児島県知事　　塩田康一

区域及び区分

１　区域　志布志市区域（志布志市のうち松山町新橋，松山町泰野及び松山町尾野見を除く地区）

２　区分　機船船びき網漁業

鹿児島県告示第515号

大島郡知名町芦清良2201番地　山元清弘及び大島郡知名町芦清良809番地１　山元伸介からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出に係る同法第108条第２項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和７年８月15日

鹿児島県知事　　塩田康一

区域及び区分

１　区域　知名町区域（大島郡知名町の地区）

２　区分　主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第516号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定により，通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し，併せて，同令第10条第１項の規定により，当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和７年８月15日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	志布志福山線	志布志市志布志町安楽字北又487番１地先から同市志布志町安楽字長迫2541番１地先

２　指定する期日

令和７年８月16日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は，次の通行方法によらなければならない。

⑴　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では，車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので，車線からはみ出さないよう走行するとともに，道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は，標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

⑵　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ，交通の危険を防止するため，横寸法0.23メートル以上，縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上，縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を，車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

⑶　道路情報の収集

道路の状況は，工事の実施等により変化することがあるので，あらかじめ道路情報を収集し，上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鹿児島県告示第517号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は，鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和７年８月15日

鹿児島県知事　　塩田康一

区域の名称	区域

上東２地区	次に掲げる標柱の１号から６号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の１号と６号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（指宿市岩本字崩田444番３，463番，466番及び467番２を除く。） 標柱　　標柱の所在地 １号　　指宿市岩本字崩田449番１ ２号　　指宿市岩本字崩田440番 ３号　　指宿市岩本字崩田444番２ ４号　　指宿市岩本字崩田466番 ５号　　指宿市岩本字崩田458番 ６号　　指宿市岩本字崩田456番１

公　　告

令和７年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第１項の規定により，令和７年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和７年８月15日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　試験の期日

令和７年10月10日（金）午前10時から正午まで

２　試験の場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町１番７号）

３　試験科目

試験は，次に掲げる事項について筆記試験により行う。

⑴　岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

⑵　岩石の採掘，発破，破砕選別，汚濁水の処理，脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理，廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

４　受験資格

制限はない。

５　試験手数料

8,100円

６　受験手続

⑴　インターネットによる受験申込み

ア　受験申込方法

鹿児島県電子申請共同運営システム（https://shinsei.pref.kagoshima.jp/）において，必要な事項を入力し，申し込むこと。

入力方法等手続の詳細については，鹿児島県のホームページ（https://www.pref.kagoshima.jp/）に掲載の電子申請システム申請マニュアルを参照すること。

イ　試験手数料の支払方法

㋐　試験手数料（8,100円）は，クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）による支払又はＰａｙ－ｅａｓｙ（ペイジー）対応のインターネットバンキングやＡＴＭ等からの払込みにより納付すること。

なお，一旦納付された試験手数料は返還しない。

㋑　利用できるクレジットカード

ＶＩＳＡ，Ｍａｓｔｅｒ，ＪＣＢ，アメリカン・エキスプレス，Ｄｉｎｅｒｓ

⑵　郵送又は持参による受験申込み

ア　提出書類等

㋐　受験願書

㋑　写真（縦６センチメートル，横４センチメートルのものであって，出願前６月以内

に撮影した脱帽正面上半身像で，その裏面に，撮影年月日，氏名及び年齢を記載したもの）

㈦　試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を，受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

イ　提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577）

なお，郵送の場合は，封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書し，書留郵便とすること。

７　受付期間

⑴　インターネットによる受験申込み

令和７年８月22日（金）午前９時から同年９月22日（月）午後５時まで

⑵　郵送又は持参による受験申込み

令和７年８月22日（金）から同年９月22日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで

なお，郵送の場合は，令和７年９月22日の消印のあるものまで受け付ける。

８　受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番３号　郵便番号　894－8501）において交付する。

なお，同用紙を郵便により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

９　合格者の発表

合格者に対し，合格証を郵送して行う。

10　その他

⑴　試験の詳細については，鹿児島県のホームページに掲載の採石業務管理者試験実施要領を参照すること。

⑵　試験についての照会は，鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099－286－2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997－57－7215）に対して行うこと。

監　査　委　員　公　表

監査委員公表第10号

令和７年３月27日付け監査第1114号の監査結果に基づき，令和７年７月１日付け鹿公委会第１号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，別冊のとおり公表する。

令和７年８月15日

鹿児島県監査委員　松　薗　　英　昭
同　大　薗　　豊
同　小　園　しげよし
同　ふくし山ノブスケ

公　安　委　員　会　規　則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月15日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第30号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第４中

「

主要地方道志布志福山線（都城志布志道路）	志布志市志布志町安楽志布志ＩＣから同市有明町伊崎田有明北ＩＣまで

」を

「

主要地方道志布志福山線（都城志布志道路）	志布志市志布志町安楽字北又487番１地先から同市有明町伊崎田有明北ＩＣまで

」に改める。

附　則

この規則は，令和７年８月16日から施行する。